



郵政産業ユニオン TOKYO

● 発行 ●
 郵政産業労働者ユニオン
 東京地方本部
 発行責任者 鶴島 一広
 〒104-0031 中央区京橋 3-6-3
 京橋通郵便局 5F
 TEL・FAX 03-3535-5447
 piwutokyo@yahoo.co.jp

学ぼう 改正労働契約法

日時 5月16日
 午後6時30分～
 場所 京橋区民館

昨年、労働者派遣法、労働契約法、高年齢者雇用安定法の法改正が行われました。これらは非正規社員の格差是正や高齢化社会の雇用確保等の社会的要請にこたえることを立法趣旨としています。要求からは不十分な点もありますが、法の趣旨は現状を打開するための「武器」として十分に活用できます。それにはまず、法の中身を知ることが重要です。

活かそう 改正労働契約法



私たちは早い段階から非正規労働契約法は次の3点です。規社員の均等待遇や「正社員が①、5年を超えて更新されたり当たり前の社会」を求めるとり有期契約労働者の無期転換申請くみをおこなってきました。地込権の創設(新18条、20本では5月16日に改正労働契約法13年4月1日施行)ですが、それに先立ち、改正の要②、雇止め法理の法定化旨を簡単に説明したいと思ひます。

昨年8月に成立した改正労働契約法1日施行)

法改正の立法趣旨は、有期雇用契約の雇止めに対する不安解消と期間の定めがあることによる不合理な労働条件を是正することにあります。

無期転換ルール(新18条)

この規定は有期労働契約が反復更新され通算5年を超え

た時、労働者の申込みによって期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換するルールを定めたものです。

条文は2013年4月1日施行日です。この日以降の労働契約が対象となり、施行日前の契約は「通算契約期間」にカウントされません。また、18条の2ではクーリング期間(空白期間)の定めがあります。これは、有期労働契約が満了した日と当該使用者との間で締結された次の有期契約の初日との間の期間を、通算契約期間に含まれる期間と含まれない期間を定めたものです。

無期契約に転換するには有期雇用期間が通算で5年必要ですが、契約と次の契約に空白がある場合、契約期間に二分の一を乗じて得た期間を超えると空白期間となり、通算期間としてカウントされないことがあります。

雇止め法理の法制化 (新19条)

有期雇用の雇止めに対し、労働者・労働組合の現場や法廷でのたたかひの結果、下級審での判例や最高裁判決で「期間の定めのある雇用契約が期間の定めのない契約と実質的に異なる状態が存在している場合、又は、労働者においてその期間満了後も雇用関係が継続されるものと期待することに合理性が認められる場合は、当該雇用契約の雇止めは、客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当であると認められないときには許されない」としています。

新19条は最高裁判例の雇止め法理を法文化したものです。

**不合理な労働条件の禁止
(新20条)**

有期契約労働者は常に雇止めの不安から、仮に労基法違反があっても使用者側に不満を述べることは困難です。使用者が一方的に労働条件を決定し、それに異議があっても契約更新のためそれに従わざるを得ないのが現状です。

(裏面につづく)



村上春樹は、私の好きな作家の一人である。文章が平易で親しみやす

いから最初の一行を読むと最後まで読まずにいらなくなる▼しかし、ストーリーは複雑で理解できないものが多い。本日は、二度三度読めば良いのだろうかなぜか一度しか読まない。理由は長編で面倒で読んでも理解できないと思ひ込んでしまうのだ▼いろいろ読んだが「1Q84」が一番好きだ。作品の説明は、むずかしので省略するがオウム事件を題材にしている。「色彩を持たない多崎つくると、彼の巡礼の年」を手に入れた。読みたいけど深夜勤だから寝ないと疲れる。1785円も払ったのだから体調の良い時にゆっくり読みたいのである▼今回の作品はタイトルは長いが、なんか薄いのである。370ページあるから1ページ5円くらいか。読み始めたらずまらないので慎重にページを開きたい▼夕方のニュース番組でも取り上げていたが、宣伝効果は計り知れない。最後に、不思議に思ふのはなぜ村上春樹作品にはまるのかわからない。(五)



これまで私たちが取り組んできた「春闘アンケート」の結果を出すまでもなく、有期契約労働者は賃金などの労働条件をはじめ正社員と比べて著しく低い労働条件を強いられています。本条で対象となる「労働条件」の範囲に限定はありません。賃金、賞与、退職金、各種手当や労働時間などだけでなく、労働契約内容の災害補、勤務規律、教育訓練、福利厚生など一切の待遇が含まれます。

昨年10月25日付けで中央本部は会社に対し、「労働契約法改正に伴う要求書」を提出しています。法は改正されましたが、私たちが血を流わなければならない生きざまは変わりません。処遇改善と格差是正の法的根拠を手にした今、法のの中身を知らず職場から要求を格差の是正と働きがいのある職場を実現させましょう。



たたかってこそ労働組合

月給制・2000円up スキル習熟2000円downが1000円

この力を大きくしよう!

震災ボランティア 福島・南相馬レポート④ 練馬支部・吉沢利夫

街から離れて海岸に近いところに車を走らせると津波で家がなくなっただけでなく、100坪以上と思われる家がところどころにポツンとあります。その家に住もうと思っても放射能によって生活できないために空き家です。更に車を走らせると干拓地域です。ここは津波によって200ヘクタールの畑が湖の状態でしたが、先月になってようやく排水ポンプの稼働によって陸地が見えるようになった、とボランティアセンターの宮前さんは説明していました。この話からも福島は他の被災地に比べて復興が遅れていることが分かります。

私たちが車を走らせていきますとよくぶつかるのが進入禁止のバリケードです。そこには大きなマスクをした数人の警察官が車を誘導していました。ここから先は浪江町で進入禁止なのです。それを見た時には日本の国には国境がないのに国境をみる思いでした。



月給制契約社員の基本月額を2,000円引き上げました。また、時給制契約社員の資格給について、現在、「A習熟度あり」の資格給が1700円以下となっているものについて各社統一で一律100円引き上げることとなりました。(4月1日適用)

13春闘交渉は、社員の切実な賃上げ要求に対して、会社は、「厳しい」の繰り返しで、時給制契約社員の時給引き上げと正社員のベースアップにはゼロ回答でした。組合の、「グループ全体は黒字であり内部留保の4・24%を切り崩せば賃上げは十分可能である」との主張にも、会社は「厳

しい」を繰り返して、非正規社員の均等待遇にも見通しを示さないためストライキを決行しました。

4月10日、会社は時給制契約社員の資格給の取り扱いについて、現行の支給区分が「通集配/混合1(5時間以上)」で「Aランク習熟度有」550円の適用を受けている社員が、スキル評価で「Aランク習熟度無」350円と200円下げられていたものを、支給表にかかわらず450円に改定すると提示してきました。

今回の改訂の背景には、近畿支社が服装や遅刻など勤務態度を評価する「基礎評価」と職務の広さと習熟度を評価する「スキル評価」という異なる評価を連動させ、基礎評価に△があるからと「A習熟度有」から「A習熟度無」に下げ、一瞬にして200円も時給をダウンさせたのです。

時給2000円下げられれば月収30,000円以上の収入減となり生活に大きく影響します。

この様なスキル評価に対



し、非正規組合員が「一個の△で時給2000円も下げられるのは理解できない」と裁判でたたかってきました。

結果、会社は、裁判所が提起する和解案を受け入れ城東、豊中、宝塚と連続して勝利和解をかちとったことが改正につながったのです。

当面の行動日程

- 5月1日(水) 第84回メーデー
- 5月3日(金) 憲法集会&銀座パレード
- 5月9日(火) 朝ビラ宣伝行動(杉並局)
- 5月10日(金) 地本執行委員会
- 5月10日(金) 憲法宣伝(東京地評)
- 5月15日(水) 郵政本社前行動
- 「首切り自由を許さない」地裁・高裁行動
- 5月16日(木) 「改正労働契約法」地本学習会
- 5月18・19日(土・日) 全国地本委員長会議
- 5月25日(土) なんでも相談会(地評・公務部会)
- 5月25・26日(土・日) 「未来講座」(本部主催)

